解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月四日

福岡県朝倉市三奈木二一六九番地

社団法人福岡県苗木需給安定基金協会

代表清算人　森田　俊介

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成十五年十月九日東京地方裁判所にて破産廃止決定がなされ、その後清算人が選任され、平成十七年十一月三十日東京地方裁判所八王子支部で選任取消決定がなされておりました。この度残余財産が発生しましたので、当社に債権を有する者は、平成二十三年一月六日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月四日

東京都武蔵村山市三ツ木一丁目二二番地の五サンベアー富士見一〇一

吉岡不動産有限会社

清算人　小林　克信

連絡先　東京都立川市錦町一丁目一七番五号　三多摩法律事務所

配当公告

愛知県北名古屋市久地野巾立七六番地

破産者　有限会社尾張貨物

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第九三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七五、八一九、八四八円

一、配当することのできる金額

金一四、七四二、三七六円

平成二十二年十一月四日

名古屋市中区丸の内一丁目四番二九号愛協ビル三階

破産管財人　雑賀　正浩

配当公告

広島県三次市甲奴町小童一三〇〇番地の一

破産者　近藤工業株式会社

右の者に対する広島地方裁判所福山支部平成十五年（フ）第一〇八号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六六、九九三、六二五円

一、配当することのできる金額

金二、五六〇、九八一円

平成二十二年十一月四日

広島県福山市三吉町四丁目一番四〇―三〇二号

破産管財人　寺澤　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似二条五丁目三番、最後の住所札幌市北区新琴似二条五丁目三番八号

被相続人　亡　長松　鋭豪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　長田法律事務所

相続財産管理人　長田　正寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡川崎町大字今宿字南立野五番地、最後の住所宮城県柴田郡川崎町大字今宿字町尻二四番地二三

被相続人　亡　大津アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

仙台市青葉区一番町一丁目四―三〇さのやビル六階

相続財産管理人　弁護士　米谷　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉学園町六丁目八二〇番地、最後の住所東京都目黒区下目黒一丁目五番一九―八〇六号京王目黒マンション

被相続人　亡　原　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須塩原市塩原二〇〇番地、最後の住所東京都西東京市ひばりが丘北一丁目八番二四―一〇六号　被相続人　亡　深尾　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月四日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田錦町三丁目二二番地二、最後の住所東京都中野区沼袋一丁目三六番九―三〇四号　被相続人　亡　日向　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町六丁目一六番地、最後の住所東京都練馬区上石神井三丁目六番二八―二〇五号　被相続人　亡　永島　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木一丁目九番、最後の住所東京都港区六本木一丁目九番三九号六本木ファーストプラザ二二二

被相続人　亡　高石　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月四日

事務所東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル三〇二号犀川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犀川　季久

第13期決算公告

平成22年11月4日

大阪府東大阪市本町15番12号

株式会社東源興産

（旧商号　有限会社東源興産）

代表取締役　上田　偉陽

貸借対照表の要旨（平成22年1月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,093
	固定資産	220,746
	繰延資産	935
	合計	408,775
負債及び純資産の部	流動負債	84,742
	固定負債	112,620
	株主資本	211,412
	資本金	13,000
	利益剰余金	198,412
	その他利益剰余金	198,412
	（うち当期純利益）	(25,108)
	合計	408,775

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十一月四日

大阪府東大阪市本町一五番一二号

（甲）株式会社東源興産

代表取締役　上田　偉陽

大阪府東大阪市本町一五番一二号

（乙）有限会社毎日興産

代表取締役　上田　偉陽

第13期決算公告　平成22年11月4日

栃木県足利市堀込町2518番地8

株式会社ガーデン

代表取締役　許　清　三

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	32,184
	固定資産	116,981
	合計	149,165
負債及び純資産の部	流動負債	58,334
	固定負債	46,850
	引当金	0
	株主資本	43,981
	資本金	38,000
	利益剰余金	5,537
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	5,537
	（うち当期純利益）	(△41,877)
	合計	149,165